

# 雇用だより

令和5年1月号

岩船郡村上市雇用対策協議会  
ハローワーク村上



## 新年のご挨拶

岩船郡村上市雇用対策協議会

会長 高橋 和

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は当協議会の運営に関しまして、ご理解とご協力賜り誠にありがとうございました。令和4年度より会長を拝命致しました旭電工株式会社の高橋和と申します。

昨年は、新型コロナウイルス感染と経済の回復との両立をしながら手探りで元の生活環境に戻していく年でもありました。

また、世界では、ロシアによるウクライナ侵攻等による世界経済の混乱、元内閣総理大臣安倍晋三氏の銃撃、当圏域においては8月3、4日の豪雨災害等コロナウイルス感染で冷え切った経済並びに人々の記憶に深く刻まれる事案が多くあった年でもありました。

我が国の労働関係においては4月と10月に改正育児、介護休業法関連が施行され働き方改革のもとより一層の労働環境改善が進んでいくものと思われま。

さて、雇用情勢はコロナウイルス感染からの脱却に伴い人材の確保に向け、少しずつ企業の人材募集が増えてきておりますが、いまだ有効求人倍率が管内ハローワークは県内でも低いほうで推移しております。少子高齢化による児童数の減少、またリモートワークによる一極集中の分散、I・Uターンによる地方での労働人口確保など当協議会が果たす役割も多岐に渡ってきております。新入社員セミナー、中間管理職セミナーやアクセス就職ガイダンス等、これからの時代ニーズに合った協議会の活動を関係行政諸団体と連携のもと進めて参りたいと思っておりますので会員企業皆様のご協力を宜しくお願い致します。

最後になりますが、会員企業皆様の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして年頭のご挨拶とさせていただきます。

ぜひご活用を！

# 新入社員セミナー

- 日 時**：令和5年3月27日(月)・28日(火) 9:30~17:00  
**会 場**：村上市生涯学習推進センター 村上市田端町4-1  
**参加対象者**：今春採用される学卒新入社員及びこれに準ずる方  
(卒業後概ね3年以内に入社した方)  
**定 員**：30名(先着順)  
**受 講 料**：雇対協会員 5,000円 非会員 15,000円  
(会員企業で3名以上参加の場合は全員1,000円引き \*1名の料金)  
**内 容**：(株)広報しえんが実施します。



## 企業のPR、応援します！

「企業ガイドむらかみ」の掲載事業所を募集しています。  
スマートフォンにも対応可能なWeb版で、多くの学生や求職者に広く企業をPRします。  
村上地域ブランドの発信力を高める有効なツールとしてもご活用いただけたと思います。

岩船郡村上市内の企業の採用情報掲載サイト

### 「企業ガイドむらかみ」



mu-k-guide.com/

地元企業を紹介する企業情報サイトです。二次元バーコード、URLからアクセス！

岩船郡村上市雇用対策協議会 **URL** [www.mu-cci.or.jp/koyou/](http://www.mu-cci.or.jp/koyou/)

当協議会では、労働力の確保と雇用の安定に関する様々な活動を行っています。

- **申込先** 岩船郡村上市雇用対策協議会事務局(村上商工会議所内 ☎53-4257)
- **掲載料** 5,000円(初回のみ) ※岩船郡村上市雇用対策協議会 会員企業限定

随時、お申し込みを受け付けております

# 株式会社 マツウラセイキ 様

## ユースエール認定企業に認定されました

この度、岩船郡村上市雇用対策協議会の会員であります「株式会社マツウラセイキ」様が、令和4年10月21日付けでユースエール認定企業に認定され、12月7日、新潟労働局において吉野局長から荒井社長へ認定通知書が交付されました。

荒井社長からは「認定を目指したきっかけとしては、村上市内において生産年齢人口が年々減少し、人材確保に頭を悩ましており、是非、認定制度を活用して人材確保に繋がりたいとの思いからでした。現在、若者の働き方も多種多様になり、仕事をしながら自分の時間を大切にしている傾向があります。お客様に良い製品を届けるためには従業員の満足度も大事です。引き続き若者にアピールできる企業として、今回の認定を維持し取り組みを継続して行きたい。」とのお話がありました。

### 【認定通知書交付の様子】



●「ユースエール認定企業」とは、若者の採用・育成に積極的で、離職率、所定外労働時間、有給休暇などについて一定の要件を満たす場合に、厚生労働大臣が認定するものです。認定を受けた企業は、認定マークを商品、広告などに付け、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であることをPRできます。

※詳細は、次ページをご覧ください。

令和4年12月末日現在認定企業県内23社：ハローワーク村上管内4社  
◎株式会社マツウラセイキ（村上市坂町） ◎マルト鮮魚株式会社（村上市庄内町）  
◎株式会社山木組（村上市八日市） ◎かみはやし農業協同組合（村上市山田）

ユースエール認定企業のご相談は、  
ハローワーク村上 求人・学卒部門へ 電話0254-53-4141

# 若者の採用・育成に積極的で 雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。



<認定マーク>

## Q 「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

**A** ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで 重点的 P Rを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的に P Rすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会 などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極のご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに 認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	日本政策金融公庫による 融資制度	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率から -0.65%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、令和3年3月1日現在（期間5年以内） 中小企業事業1.11%、国民生活事業1.86%です。 ※ 貸付期間、担保の有無などに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下のURLをご覧ください。 <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html</a>
5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。

お問い合わせ先：0254-53-4141  
ハローワーク村上 求人・学卒部門



## Q どのような企業が認定企業になることができますか？

**A** 以下の認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）であれば、認定企業となることができます。

### 【認定基準】

1	学卒求人※1など、若者対象の正社員※2の求人申込みまたは募集を行っていること	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
		・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※3
		・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと
		・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※4
		・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※5
4	右の青少年雇用情報について公表していること	・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数
		・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容
		・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと	
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※6	
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※7	
9	暴力団関係事業主でないこと	
10	風俗営業等関係事業主でないこと	
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	

※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。

※3 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。

※4 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。

※5 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業）を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

※6 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。

※7 離職理由に虚偽があることが判明した場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）は取り消します。

## Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

**A** 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができます。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただけます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

令和  
4年

# 新入社員フォローアップ セミナーを開催しました!

昨年までは新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった新入社員のフォローアップを目的とした研修となりますが、今年度は感染防止対策を徹底した上で、9月14日(水)に村上市生涯学習推進センターで開催しました。

本セミナーは、今春採用された学卒新入社員を主な対象者としており、入社後の就業経験を振り返り、基本を整理するとともに、現状の課題の中で何が必要なのか、何が欠けているのか認識し、今後どのように対処すればよいかを考えるための内容となっております。

当日は7事業所16名が受講、春先に開催した新入社員セミナーを担当していただいた(株)広報しえんの宮本美穂氏に引き続き講師にお招きして、午前は「入社後の振り返り、必要なスキル・コミュニケーション・ビジネスマナーの再確認」、午後は「仕事の目的を考える、チームで働くこととは、困難な場面を乗り越えるために、半年後の目標設定」などについて講義、グループワークを行いました。

受講者は、新入社員セミナー以来、久々の受講仲間との再会を喜ぶとともに、研修開始時は気を引き締め、研修に臨んでおりました。グループワークになるとお互いの意見を尊重し合うなど、新入社員セミナーの時とは違い、一つ成長した新入社員の姿を確認することができました。

開催にあたりまして、各企業の皆様には、多忙な時期にもかかわらず社員を送り出していただき深く感謝申し上げます。

最後となりますが、当協議会では、中堅社員向けのスキルアップセミナー、新入社員対象のセミナーなどを開催し、従業員の採用、育成、職場定着などの支援に引き続き取り組んでまいりますので、ご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

## 【セミナー当日の様子】



令和  
4年

# 中堅社員スキルアップ 研修会を開催しました！

10月21日(金)に村上市生涯学習推進センターを会場に中堅社員スキルアップ研修を開催しました。本研修は、近年新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施できておりませんでしたので、今年開催することができました。

本研修は、(株)広報しえんの岡田美栄氏が講師となり、中堅社員を対象に「中堅社員、リーダーという立場にある自分の意識や行動を点検する」「部下や後輩との信頼関係を築くため、自身がモデルになるという意識を持つ」「部下や後輩に対する仕事の指導方法の基本を身につける」ことを目的とした内容となっており、当日は11事業所16名の参加がありました。

参加者は4つのグループに分かれ、研修テーマについてグループのメンバー同士で意見を交わし合う形式で進められました。事前に行った仕事に対する適正能力検査の結果をもとに、リーダーとしての役割、後輩・部下の指導方法といった中堅社員ならではの必要なスキルを身につけるために、他業種で働くグループメンバーと意見を交わすことで、新たな“気づき”やモチベーションの向上が図られました。

研修後に行ったアンケートでは「業種は違うが、共通の課題に取り組み、勉強になった。自分では思いつかなかった後輩への対応を聞いて良かった。」等といった感想が寄せられ、有意義な研修となりました。

## 【研修会当日の様子】





ハローワークをご利用の事業主の皆さまへ

ご希望あれば、ハローワーク職員  
が訪問し、開設を支援します！

求人申込みには、

## 求人者マイページ を活用しましょう！

### 「求人者マイページ」とは？

求人者サービスをオンライン上で受けられる事業主向け専用ページです。ハローワークにメールアドレスを登録後、パスワードを設定するだけで簡単に開設できます。

### メリット①：いつでも、どこでも求人申込みができます！

パソコン・スマートフォン等から求人申込みできるので、在宅勤務や出張等で事業所にいなくても登録が可能です。  
また、過去の求人履歴を利用して新たな求人申込みができるため、求人情報を自社で保存する必要がなく、管理もしやすくなります。

### メリット②：職場の風景、自社製品等をPRできます！

求人票だけでなく、自社のPR画像を公開することができます。  
仕事の特徴や魅力を伝えることで、求職者のイメージアップ、応募につなげていくことが可能です。

### メリット③：応募者の情報を一元的にデータ管理できる！

ハローワークからご紹介した求職者の紹介状況、選考結果（採用・不採用）の登録ができ、応募者の情報を一元的にデータ管理ができるため、個人情報の管理がしやすくなる。

### メリット④：求職情報を検索し、「リクエスト」ができます！

ハローワーク求職者の情報を検索し、求職者の方へ「リクエスト」ができるので、積極的な採用活動を行うことが可能となります。

※ 「リクエスト」とは、公開された求職情報を求人者が見て、自社の求人に応募してほしい求職者を選定し、応募の検討を依頼するものです。

※ ハローワークに登録している求職者のうち、経歴、専門知識、資格や希望条件など求職情報を求人者にPR（公開）することを希望している方々の情報（氏名、連絡先などの個人が特定される情報を除く）を検索できます。

※ 有効中の求人がある場合に利用できます。

#### 【お問い合わせ先】

ハローワーク村上 求人担当

TEL：0254-53-4141

#### 【求人者マイページの詳細はこちら】

ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

